資料2-2

企業グループでの産業廃棄物の 自ら処理の容認

平成24年11月15日 一般社団法人日本鉄鋼連盟

現在の制度

法的根拠 廃掃法第3条、第7条、第12条、第14条、 廃掃法施行令第2条、廃掃法施行規則第10条の3

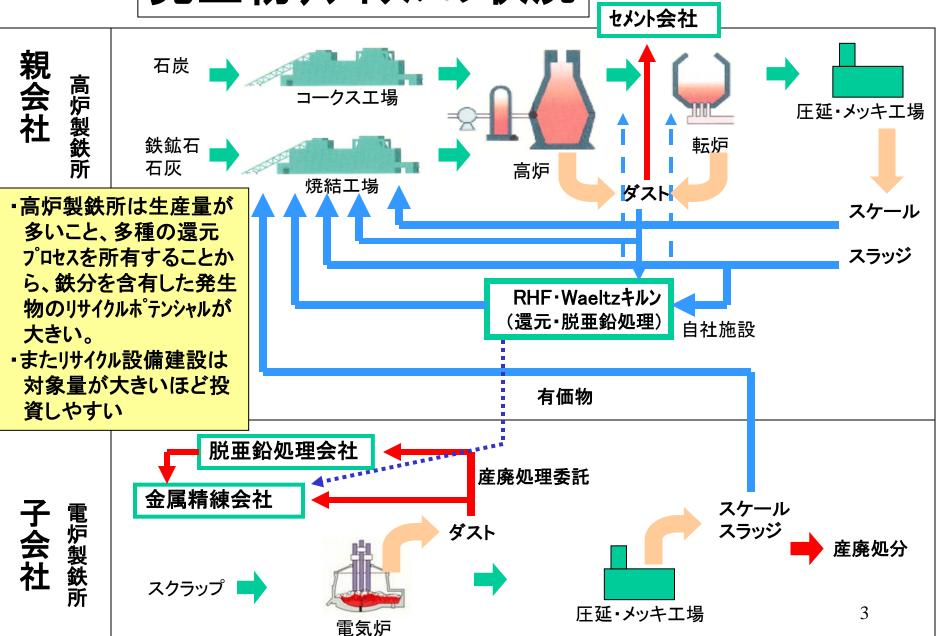
近年、企業経営効率化の観点から、企業組織の分社化、資本グループ化が進んでいるが、同一企業グループであっても法人格が異なる場合、廃掃法においては、まったく別の会社とみなして、親子会社間の廃棄物リサイクルにおいても、有価物として売買しない場合は、廃棄物処理業の許可、廃棄物処理委託契約、マニフェスト管理が必要となる。

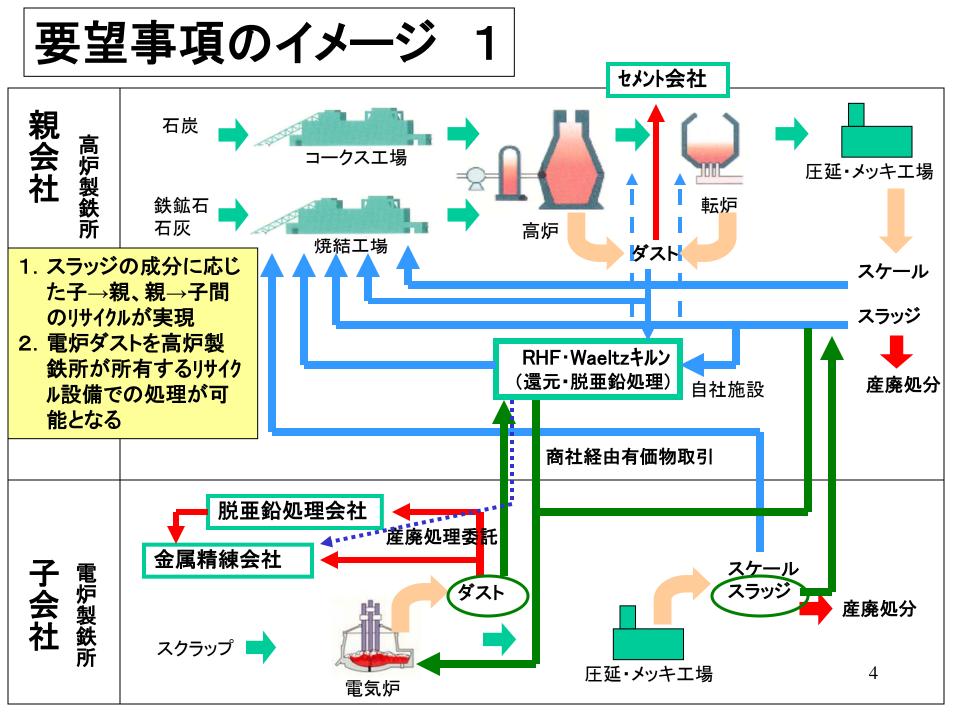
要望の内容

〇企業グループでの産業廃棄物の自ら処理

親会社と子会社で製造プロセスが異なる場合、子会社 の製造工程で発生するダスト・スラッジなどが子会社で は原料利用できない場合でも、親会社では原料として 利用可能な場合がある。逆のケースもある。 このような場合、その発生物の有価性を問わず親会社 ー子会社間の発生物の有効利用を、廃棄物処理業の 許可などが不要な「自ら処理」として容認戴きたい。

発生物リサイクルの状況

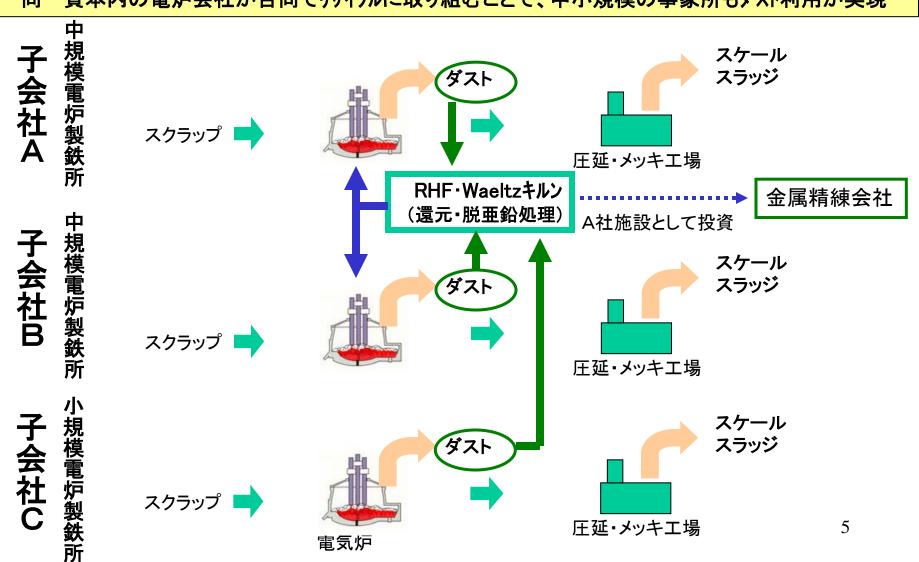




要望事項のイメージ 2

3. 子⇔子間のリサイクル

同一資本内の電炉会社が合同でリサイクルに取り組むことで、中小規模の事象所もダスト利用が実現



以上